

平成 29 年度第 3 回 加賀市国民健康保険運営協議会

日時 平成 30 年 2 月 9 日 (金)
19:30~21:00

会場 市民会館 2 階第 2 会議室

1. 開 会

2. 挨拶 (健康福祉部長)

3. 審議事項

- ① 国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険税率改正(案)について
- ② 第 3 期特定健康診査等実施計画及び第 2 期加賀市国保保健事業計画 (データヘルス計画) (案) について
- ③ 答申 (案) について
- ④ 国民健康保険特別会計 平成 30 年度予算 (案) の概要について
- ⑤ その他

4. 閉 会

① 国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険税率改正(案)について

石川県内1人あたり納付金、賦課限度額、算定方式の比較

(単位：円)

(単位：万円)

(単位：方式)

平成30年1人あたり納付金 (H30. 1. 17公表)		順位	平成29年度賦課限度額				平成29年度算定方式		
			医療分	支援分	介護分	合計	医療分	支援分	介護分
金沢市	136,568	1	52	17	16	85	3	3	3
小松市	129,683	3	52	17	16	85	3	3	3
七尾市	119,772	11	54	19	16	89	4	4	4
加賀市	126,986	8	51	16	14	81	4	4	2
輪島市	114,689	15	52	17	16	85	3	3	3
珠洲市	108,811	17	50	13	10	73	4	4	3
羽咋市	120,657	10	54	19	16	89	4	4	2
かほく市	118,511	13	54	19	16	89	4	4	3
白山市	129,401	4	54	19	16	89	4	3	3
能美市	125,831	9	54	19	16	89	4	2	2
川北町	101,085	19	54	19	16	89	4	3	3
野々市市	134,354	2	54	19	16	89	4	4	4
津幡町	127,836	6	54	19	16	89	4	2	2
内灘町	127,494	7	54	19	16	89	4	4	4
志賀町	119,586	12	54	19	16	89	4	4	4
穴水町	117,498	14	54	19	16	89	4	4	3
宝達志水町	101,177	18	54	19	16	89	4	4	2
中能登町	112,648	16	54	19	16	89	4	4	2
能登町	128,855	5	54	19	16	89	4	4	4
県平均	129,170								

◎県内市町の平成30年度賦課限度額

- ・加賀市の平成29年度賦課限度額は、他市町と比較して低く、賦課限度額を上げていく必要がある
- ・既に政令賦課限度額となっている市町は平成30年度の政令賦課限度額に改正し、政令賦課限度額となっていない市町も政令賦課限度額に近づくよう改正するものと思われる

◎県内市町の平成30年度算定方式

- ・加賀市の算定方式は、医療分、支援分について資産割額を廃止し、介護分について平等割を含め、医療分、支援分、介護分県の提示する3方式(所得割額、均等割額、平等割額)を採用
- ・資産割を廃止する市町が多く、医療分、支援分、介護分それぞれが3方式となる市町が多い

◎県内市町の平成30年度標準保険税率

県が提示する標準保険税率は、市町から県への国民健康保険事業納付金を基礎として算定

加賀市の標準保険税率(医療分・支援分・介護分の合計値)

- 算定方式 3方式
- ・所得割額 11.44%
- ・均等割額 48,369円
- ・平等割額 31,524円

県内市町の標準保険税率算定状況(医療分・支援分・介護分の合計値)

- 算定方式 3方式
- ・所得割額 9.06% ~ 12.38%
- ・均等割額 39,051円 ~ 52,484円
- ・平等割額 24,671円 ~ 34,087円

各市町は、県が提示する標準保険税率を参照しながら、算定方式や保険税率を決定

加賀市国民健康保険税率の決定について

○標準保険税率調整必要性の検証

県提示 県が提示した加賀市の標準保険税額(調定額) 1,705,000千円	加賀市調整 県未算入分 33,500千円 加賀市保険税額(調定額) 1,671,500千円	県の示す標準保険税率に不足する要素 (千円)			
		減収要素(A)		増収要素(B)	
納税奨励金	7,200	延滞金	21,500		
歳出還付金・加算金	7,900	交付金(未算入分)	6,500		
予備費	1,100	第三者納付金・返納金	10,000		
公債費	900	収納率(+1%増分)	12,600		
計	17,100	計	50,600	33,500	

県は納付金額に税額の増額要因となる事業費等の歳出、減額要因となる税以外の歳入を算入して標準保険税率を算定。
 ただし、算入されていない要素は加賀市が別途調整する必要がある。
 ※上記調定額は基盤安定交付金で補填されるものを含む

※歳入歳出見込み額から標準保険税率算定用の収納率を考慮したもの

○調整による加賀市国民健康保険税率

県から提示のあった加賀市国民健康保険税率

	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療	7.36%	29,713	20,839
支援	2.20%	8,906	6,246
介護	1.88%	9,750	4,439

標準保険税額未算入分の調整	
標準保険税額未算入分	33,500千円
(1) 応益割額の100円未満の切り捨て	2,000千円
(2) ・医療費・事業費が算定されている医療分で調整 ・現行税率と比較して負担増となる均等割で調整	31,000千円
◎ 医療分均等割額の差し引き額	31,000千円 ÷ 15,000人 = <u>2,100円</u>

加賀市国民健康保険税率

	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療	7.36%	27,600	20,800
支援	2.20%	8,900	6,200
介護	1.88%	9,700	4,400

加賀市国民健康保険 現行税率と平成30年度税率の比較

現行国民健康保険税率 (A)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	8.50%	39.30%	27,300	31,400	58,700
支援	2.20%	10.70%	7,200	8,400	15,600
介護	1.60%	-	11,700	-	11,700
医療+支援	10.70%	50.00%	34,500	39,800	74,300
医療+支援 + 介護	12.30%	50.00%	46,200	39,800	86,000

平成30年度国民健康保険税率 (B)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	7.36%	0.00%	27,600	20,800	48,400
支援	2.20%	0.00%	8,900	6,200	15,100
介護	1.88%	-	9,700	4,400	14,100
医療+支援	9.56%	0.00%	36,500	27,000	63,500
医療+支援 + 介護	11.44%	0.00%	46,200	31,400	77,600

平成30年度税率と現行税率の差 (B-A)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	-1.14%	-39.30%	300	-10,600	-10,300
支援	0.00%	-10.70%	1,700	-2,200	-500
介護	0.28%	-	-2,000	4,400	2,400
医療+支援	-1.14%	-50.00%	2,000	-12,800	-10,800
医療+支援 + 介護	-0.86%	-50.00%	0	-8,400	-8,400

◎ 医療・支援・介護の区分と算定方式との組み合わせで現行を上回るのは均等割のみ
(医療+支援で差額2,000円)

◎ 現行と比較して均等割は増加するが、平等割の分まで考慮すると6人世帯までは均等割増額による被保険者の負担増はない
(7人世帯では均等割2,000円×7人=14,000円となり、平等割の減額分12,800円を超えるため)

◎ 保険税率の改正とは別に、賦課限度額の引上げにより国保税額が増額となる世帯あり。

国民健康保険に係る平成30年度税制改正（予定）

1. 大綱の概要（Ⅰ、賦課限度額の引上げ Ⅱ、低所得世帯に対する軽減の拡大）

Ⅰ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。

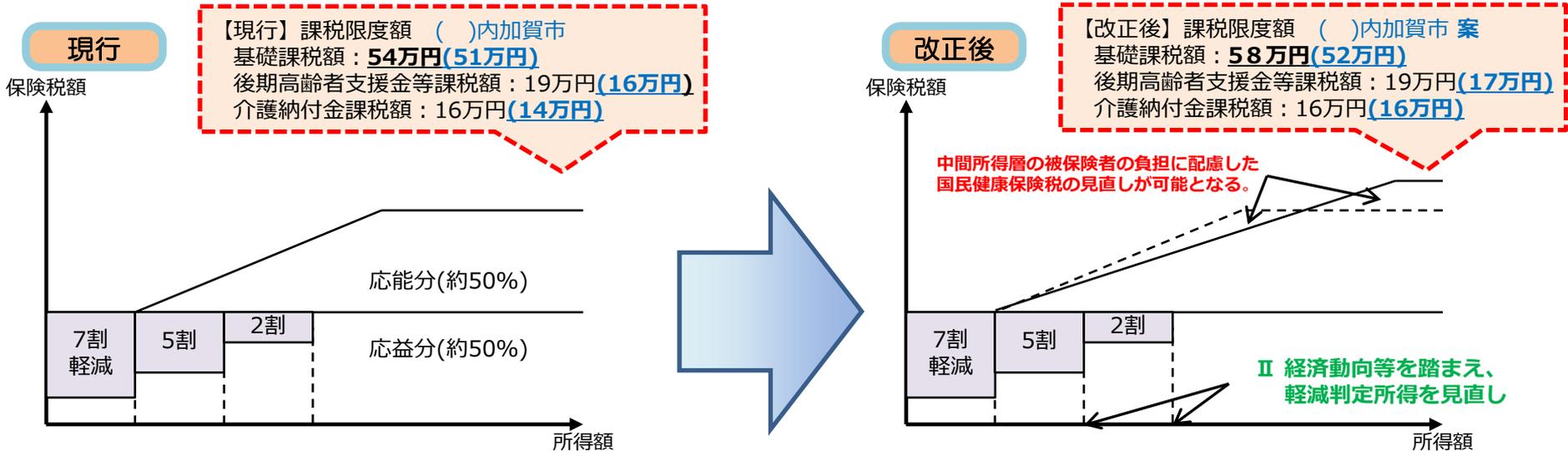
Ⅱ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
（加賀市⇒5割軽減改正前比 25世帯増 約95万円軽減額増）

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。
（加賀市⇒2割軽減改正前比 20世帯増 約25万円軽減額増）

※ 2割軽減及び5割軽減全体で、45世帯、119万円軽減額増
※ 軽減分は基盤安定繰入金で国県市から補填されます

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **27万円** × (被保険者数 ×)
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **49万円** × (被保険者数 ×)

【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **27.5万円** × (被保険者数 ×)
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + **50万円** × (被保険者数 ×)

* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

加賀市国民健康保険賦課限度額改正（案）

○加賀市の賦課限度額は、政令よりも低い額。

平成29年度	政令賦課限度額
基礎課税額	(医療分) 54万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 89万円

現行賦課限度額	
加賀市	
(医療分)	51万円
(支援分)	16万円
(介護分)	14万円
合計	81万円

※県から提示のあった平成30年度の標準保険税率（市が参考にする税率）は平成29年の政令賦課限度額で算定されています

平成30年度政令・条例改正

医療分+4万円
支援分+0万円
介護分+0万円



医療分+1万円
支援分+1万円
介護分+2万円

現行賦課限度額から平成30年度賦課限度額(案)を比較した場合
232世帯で 約580万円の増額

○平成30年度を含め3年から4年を目処に段階的に政令の賦課限度額にあわせる。

平成30年度	政令賦課限度額
基礎課税額	(医療分) 58万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 93万円

平成30年度賦課限度額(案)	
加賀市	
(医療分)	52万円
(支援分)	17万円
(介護分)	16万円
合計	85万円

平成30年度政令賦課限度額と平成30年度賦課限度額(案)を比較した場合
226世帯で 約750万円の減額

平成32年度 ～33年度	政令賦課限度額 (見直しが無かった場合)
基礎課税額	(医療分) 58万円
後期高齢者支援金等課税額	(支援分) 19万円
介護納付金課税額	(介護分) 16万円
	合計 93万円

加賀市	
(医療分)	58万円
(支援分)	19万円
(介護分)	16万円
合計	93万円

・政令賦課限度額に追いつくまでは国民健康保険事業調整基金を活用

加 賀 市 国 保 税 改 正 推 移

	応能割		応益割		賦課限度額 <small>(下段 政令賦課限度額)</small>				軽減基準 <small>(世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の合計所得から判定)</small>		
	所得割	資産割	均等割 <small>(1人あたり)</small>	平等割 <small>(世帯あたり)</small>	合計	医療分	支援分	介護分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成23年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 <small>(77万円)</small>	51万円 <small>(51万円)</small>	14万円 <small>(14万円)</small>	12万円 <small>(12万円)</small>	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成24年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 <small>(77万円)</small>	51万円 <small>(51万円)</small>	14万円 <small>(14万円)</small>	12万円 <small>(12万円)</small>	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成25年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 <small>(77万円)</small>	51万円 <small>(51万円)</small>	14万円 <small>(14万円)</small>	12万円 <small>(12万円)</small>	33万円未満	33万円+(24.5万円× 世帯主以外の加入者数)	33万円+(35万円 ×加入者数)
平成26年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	77万円 <small>(81万円)</small>	51万円 <small>(51万円)</small>	14万円 <small>(16万円)</small>	12万円 <small>(14万円)</small>	33万円未満	33万円+(24.5万円× 加入者数)	33万円+(45万円 ×加入者数)
平成27年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 <small>(85万円)</small>	51万円 <small>(52万円)</small>	16万円 <small>(17万円)</small>	14万円 <small>(16万円)</small>	33万円未満	33万円+(26万円×加 入者数)	33万円+(47万円 ×加入者数)
平成28年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 <small>(89万円)</small>	51万円 <small>(54万円)</small>	16万円 <small>(19万円)</small>	14万円 <small>(16万円)</small>	33万円未満	33万円+(26.5万円× 加入者数)	33万円+(48万円 ×加入者数)
平成29年度	12.30%	50.00%	46,200円	39,800円	81万円 <small>(89万円)</small>	51万円 <small>(54万円)</small>	16万円 <small>(19万円)</small>	14万円 <small>(16万円)</small>	33万円未満	33万円+(27万円×加 入者数)	33万円+(49万円 ×加入者数)
平成30年度	11.44%	-	46,200円	31,400円	85万円 <small>(93万円 ※予定)</small>	52万円 <small>(58万円 ※予定)</small>	17万円 <small>(19万円)</small>	16万円 <small>(16万円)</small>	33万円未満	33万円+(27.5万円× 加入者数)	33万円+(50万円 ×加入者数)

※塗りつぶし欄は加賀市国民健康保険税で改正予定のもの

平成30年度限度額引き上げの影響見込み

国保世帯 9,942世帯(H30.1時点)					
限度額 合計	限度額 超過額	限度額超過 世帯数(医療)	国保世帯に 占める割合	支援	介護
81万円(現行)	149百万円	232世帯	2.33%	217世帯	91世帯
85万円(H30)	143百万円	226世帯	2.27%	184世帯	62世帯
差 分 (H30-現行)	約6百万円 調定額増	6世帯 限度額超過 世帯減	0.06% 限度額超過 世帯減	-33世帯	-29世帯

◎限度額引き上げの範囲内で限度額超過世帯すべてが影響の対象

平成30年度軽減拡大の影響見込み

国保世帯 9,942世帯(H30.1時点)						
		7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	軽減世帯の 割合
現行	世帯数	2,915世帯	1,516世帯	1,219世帯	5,650世帯	56.83%
	軽減額	111,416千円	49,761千円	16,393千円	177,570千円	-
H30年度 政令	世帯数	2,915世帯	1,541世帯	1,239世帯	5,695世帯	57.28%
	軽減額	111,416千円	50,706千円	16,640千円	178,762千円	-
差分 (H30-現行)	世帯数	0世帯	25世帯	20世帯	45世帯	0.45%
	軽減額	0千円	945千円	247千円	1,192千円	-

加賀市国民健康保険事業調整基金について

◎残高の推移

(単位:百万円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (見込)	H30年度
歳入歳出差引額 (翌年度への繰越額を含む)	100	395	434	238	115	95	330	0	国保広域化
基金積立額	0	285 うち、基準外繰入 179	324 うち、基準外繰入 203	159	23	5	180	105	
年度末基金残高	0	286	627	786	810	815	995	1,100	

◎平成30年度以降の活用方法

①医療費の伸び抑制 (H31~34)	3.2 億円
②賦課限度額の負担軽減(H30~33)	0.2 億円
③広域化以降の基金	3.0 億円
④一般会計分(一般会計操出)	3.8 億円
⑤予備	0.8 億円

現行税率 と 平成30年度税率 の比較(シミュレーション)

◎2人家族(夫・妻)、年金収入のみ、資産税の有無による比較

固定資産あり (5割軽減)

健康保険被 保険者数	2人	賦課限 度額	現行	H30	
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	85,600	57,800
軽減 (応益割)	5割軽減	支援分	16万円 (17万円)	22,600	17,900
軽減基準所 得額	450,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0
基準資産税 額	50,000円	合計	81万円 (85万円)	108,200	75,700
年金収入180万円		H30税率-現行税率		-32,500	

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

固定資産なし (5割軽減)

健康保険被 保険者数	2人	賦課限 度額	現行	H30	
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	65,900	57,800
軽減 (応益割)	5割軽減	支援分	16万円 (17万円)	17,300	17,900
軽減基準所 得額	450,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0
基準資産税 額	0円	合計	81万円 (85万円)	83,200	75,700
年金収入180万円		H30税率-現行税率		-7,500	

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎2人家族(夫・妻)、年金収入+給与収入、資産税の有無による比較

固定資産あり (軽減なし)

健康保険被 保険者数	2人	賦課限 度額	現行	H30	
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	209,300	165,700
軽減 (応益割)	非該当	支援分	16万円 (17万円)	54,900	50,800
軽減基準所 得額	1400,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0
基準資産税 額	50,000円	合計	81万円 (85万円)	264,200	216,500
年金収入180万円+ 給与収入160万円		H30税率-現行税率		-47,700	

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

固定資産なし (軽減なし)

健康保険被 保険者数	2人	賦課限 度額	現行	H30	
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	189,700	165,700
軽減 (応益割)	非該当	支援分	16万円 (17万円)	49,600	50,800
軽減基準所 得額	1400,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0
基準資産税 額	0円	合計	81万円 (85万円)	239,300	216,500
年金収入180万円+ 給与収入160万円		H30税率-現行税率		-22,800	

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎4人家族(夫・妻・子2人)、固定資産税なし、所得により軽減内容が異なる

軽減なし

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	非該当
軽減基準所 得額	2,990,000円
基準資産税 額	0円

給与収入約400万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	338,600	302,600
支援分	16万円 (17万円)	88,400	93,000
介護分	14万円 (16万円)	48,900	57,900
合計	81万円 (85万円)	475,900	453,500
H30税率-現行税率			-22,400

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

2割軽減

(所得233万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	2割軽減
軽減基準所 得額	2,250,000円
基準資産税 額	0円

給与収入約300万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	247,600	221,900
支援分	16万円 (17万円)	64,700	68,400
介護分	14万円 (16万円)	34,800	41,100
合計	81万円 (85万円)	347,100	331,400
H30税率-現行税率			-15,700

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

5割軽減

(所得143万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	5割軽減
軽減基準所 得額	1,410,000円
基準資産税 額	0円

給与収入約180万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	134,000	120,800
支援分	16万円 (17万円)	35,100	37,400
介護分	14万円 (16万円)	17,800	21,100
合計	81万円 (85万円)	186,900	179,300
H30税率-現行税率			-7,600

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

7割軽減

(所得33万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	7割軽減
軽減基準所 得額	330,000円
基準資産税 額	0円

給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	42,100	39,300
支援分	16万円 (17万円)	11,100	12,500
介護分	14万円 (16万円)	3,500	4,200
合計	81万円 (85万円)	56,700	56,000
H30税率-現行税率			-700

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎4人家族(夫・妻・子2人)、固定資産税あり、所得により軽減内容が異なる

軽減なし

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	非該当
軽減基準所 得額	2,990,000円
基準資産税 額	50,000円

給与収入約400万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	358,300	302,600
支援分	16万円 (17万円)	93,800	93,000
介護分	14万円 (16万円)	48,900	57,900
合計	81万円 (85万円)	501,000	453,500
H30税率-現行税率			-47,500

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

2割軽減

(所得233万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	2割軽減
軽減基準所 得額	2,250,000円
基準資産税 額	50,000円

給与収入約300万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	267,200	221,900
支援分	16万円 (17万円)	70,000	68,400
介護分	14万円 (16万円)	34,800	41,100
合計	81万円 (85万円)	372,000	331,400
H30税率-現行税率			-40,600

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

5割軽減

(所得142万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	5割軽減
軽減基準所 得額	1,410,000円
基準資産税 額	50,000円

給与収入約180万円
+ 給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	153,700	120,800
支援分	16万円 (17万円)	40,400	37,400
介護分	14万円 (16万円)	17,800	21,100
合計	81万円 (85万円)	211,900	179,300
H30税率-現行税率			-32,600

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

7割軽減

(所得33万円未満)

健康保険被 保険者数	4人
介護保険被 保険者数	1人
軽減 (応益割)	7割軽減
軽減基準所 得額	330,000円
基準資産税 額	50,000円

給与収入約98万円

	賦課限 度額	現行	H30
医療分	51万円 (52万円)	61,800	39,300
支援分	16万円 (17万円)	16,500	12,500
介護分	14万円 (16万円)	3,500	4,200
合計	81万円 (85万円)	81,800	56,000
H30税率-現行税率			-25,800

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎賦課限度額見直しにより保険税額が増となる場合

現行税率、平成30年度税率共に賦課限度額

健康保険被 保険者数	6人	賦課限 度額	現行	H30		
介護保険被 保険者数	2人	医療分	51万円 (52万円)	510,000	520,000	
軽減 (応益割)	非該当	支援分	16万円 (17万円)	160,000	170,000	
軽減基準所 得額	8,730,000円	介護分	14万円 (16万円)	140,000	160,000	
基準資産税 額	50,000円	合計	81万円 (85万円)	810,000	850,000	
給与収入約623万円 + 給与収入約506万円 + 年金収入213万円				H30税率-現行税率		40,000

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

平成30年度税率では賦課限度額に達しない

健康保険被 保険者数	6人	賦課限 度額	現行	H30		
介護保険被 保険者数	2人	医療分	51万円 (52万円)	510,000	520,000	
軽減 (応益割)	非該当	支援分	16万円 (17万円)	160,000	163,400	
軽減基準所 得額	5,560,000円	介護分	14万円 (16万円)	89,300	101,200	
基準資産税 額	50,000円	合計	81万円 (85万円)	759,300	784,600	
給与収入約623万円 + 給与収入約98万円 + 年金収入213万円				H30税率-現行税率		25,300

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎税額が増加する場合

加入者多数世帯

健康保険被 保険者数	7人	賦課限 度額	現行	H30		
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	112,100	107,700	
軽減 (応益割)	5割軽減	支援分	16万円 (17万円)	29,600	34,400	
軽減基準所 得額	340,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0	
基準資産税 額	0円	合計	81万円 (85万円)	141,700	142,100	
給与収入99万円				H30税率-現行税率		400

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

◎年間で最も低い税額

1人世帯、所得33万円未満、7割軽減、介護なし

健康保険被 保険者数	1人	賦課限 度額	現行	H30		
介護保険被 保険者数	0人	医療分	51万円 (52万円)	17,600	14,500	
軽減 (応益割)	7割軽減	支援分	16万円 (17万円)	4,600	4,500	
軽減基準所 得額	330,000円	介護分	14万円 (16万円)	0	0	
基準資産税 額	0円	合計	81万円 (85万円)	22,200	19,000	
給与収入98万円				H30税率-現行税率		-3,200

※()内、H30年度加賀市賦課限度額

② 第3期特定健康診査等実施計画及び第2期加賀市国保保健事業計画
(データヘルス計画) (案) について

別添「加賀市国民健康保険保健事業等実施計画」参照

③ 答申（案）について

別添「答申（案）」参照

④ 国民健康保険特別会計 平成 30 年度予算（案）について

歳入

歳出

県から示される標準保険税率を参考に加賀市が税率を決定
 県へ納付する国民健康保険事業費納付金(医療分:介護分:支援分)のほか、出産育児一時金・保健事業などに充てられる

制度改革後、これまでの財政補填的な交付金のほか、保険給付費を受け入れる

- ・普通交付分
【普通交付金】
保険給付費分(出産育児一時金・葬祭費等を除く)
- ・特別交付分
【保険者努力支援分】
保険者の医療費適正化や課題の取り組み状況により交付
- 【特別調整交付金】
事業に係る付金、直診施設操出金など
- 【都道府県繰入金】
これまでの財政調整交付金特別交付分
- 【特定健康診査等負担金】
これまでの国・県の合計

利子及び配当金

一般会計からの繰り入れ

- ・保険基盤安定繰入金
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計歳入)
- ・職員給与等繰入金
- ・出産育児一時金等繰入金
一般会計から3分の2を繰り入れ
- ・財政安定化支援事業繰入金
地方交付税の国保特別会計繰り入れ分

延滞金、第三者納付金、返納金など

款	款名称	金額	割合
1	国民健康保険税	1,415 百万円	19 %
4	県支出金	5,344 百万円	71 %
	《内訳》		
	普通交付分	5,220 百万円	69%
	特別交付分	124 百万円	2%
5	財産収入	1 百万円	
6	繰入金	780 百万円	10 %
8	諸収入	29 百万円	

款	款名称	金額	割合
1	総務費	148 百万円	2 %
2	保険給付費	5,249 百万円	69 %
3	国民健康保険事業費納付金	1,910 百万円	25 %
6	保険事業費	86 百万円	
9	諸支出金	173 百万円	
-	その他の支出	3 百万円	

主に職員給与費、物件費(国保連合会への負担金、納税組合助成費など)

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金、葬祭費等のその他の保険給付に係る支出の合計

平成30年度から県支出金の普通交付分が財源(出産育児一時金・葬祭費等を除く)

- ・療養給付費
診察、薬剤、処置、手術等の治療、病院への入院、看護について保険者が負担する額
- ・療養費
主に柔道整復・あんま・マッサージ・針灸
- ・高額療養費
被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超える額について保険者が給付する額
- ・審査支払手数料
国保連への審査支払事務委託諸経費

平成30年度から県が国民健康保険事業費納付金を算定し、市は国民健康保険税、交付金、繰入金などを財源として県に納付する

算定にはこれまでの平成30年度以前に各市町が運用していた歳入、歳出を含める

- 納付金に含まれることとなった平成30年度以前の項目
- 歳入 3款「国庫支出金」
 - 4款「療養給付費交付金」
 - 5款「前期高齢者交付金」
 - 7款「共同事業交付金」
 - 歳出 3款「後期高齢者支援金等」
 - 4款「前期高齢者納付金等」
 - 6款「介護納付金」
 - 7款「共同事業拠出金」

納付金の額を基に、各市町の国保税の標準保険税率が算定される

保険者が保険給付又は被保険者の健康の維持増進等のために行う事業費(特定健診、人間ドック助成費など)

保険税還付金、直営診療施設勘定操出金など

4款共同事業拠出金、7款基金積立金、8款公債費、11款予備費

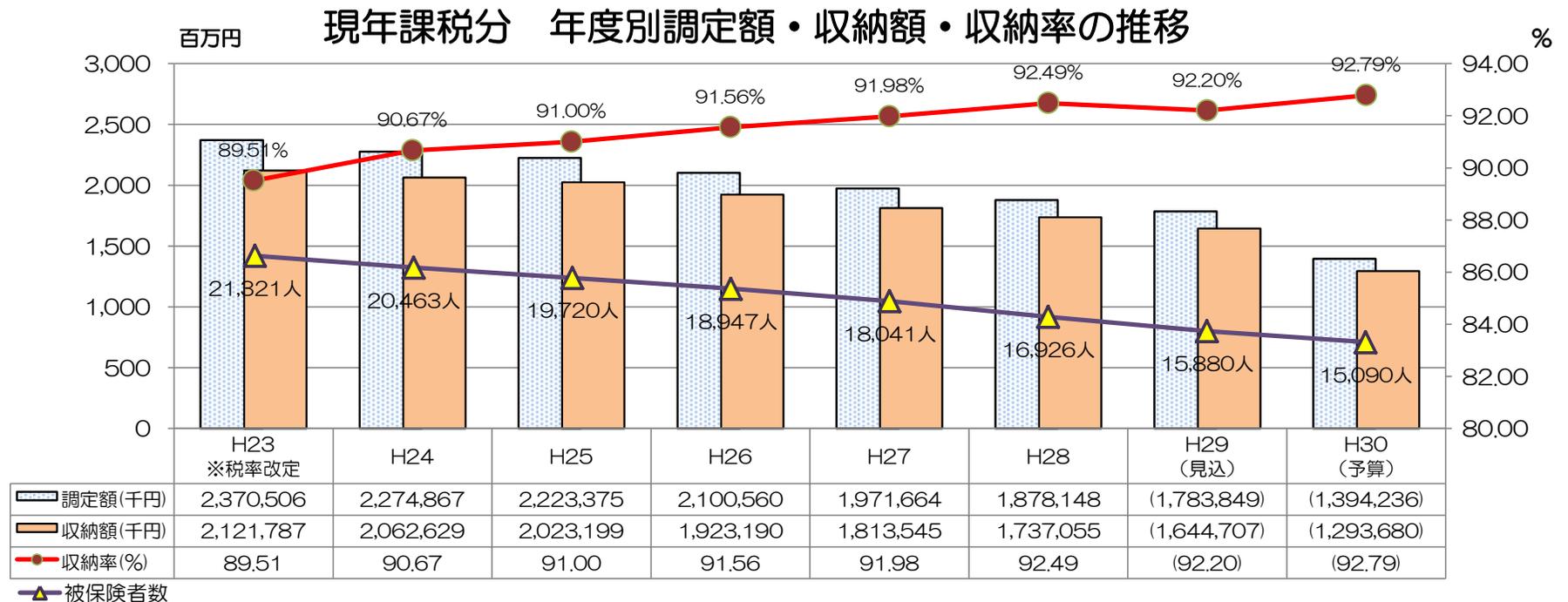
7,569 百万円

7,569 百万円

(歳入-歳出) 0百万円

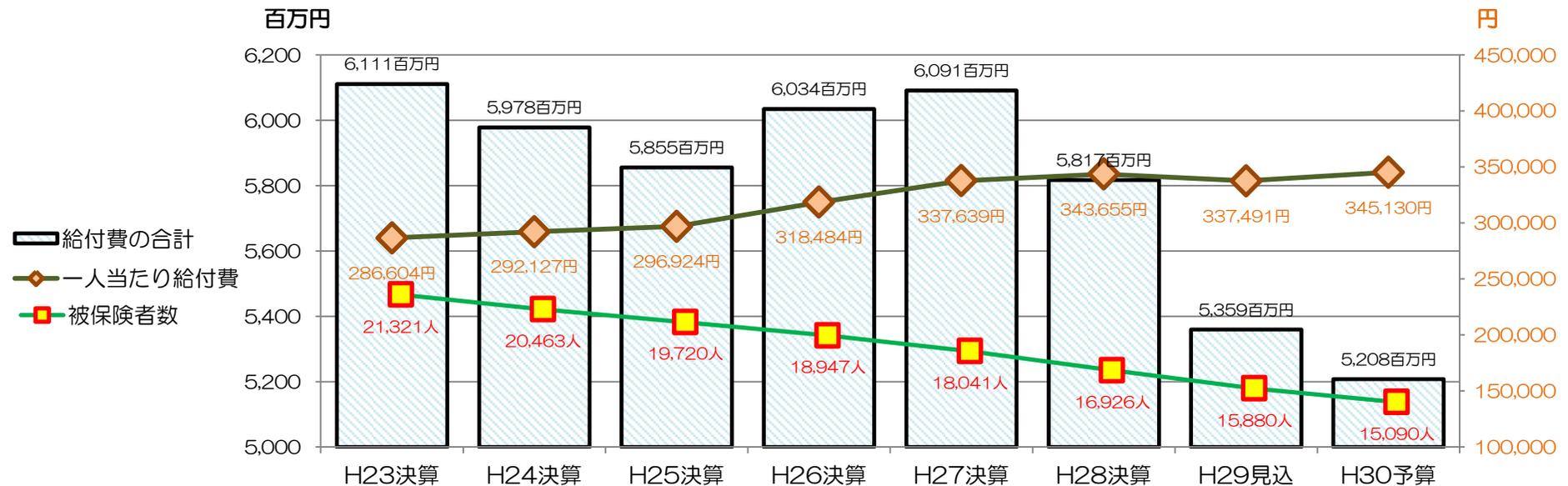
年度別調定額・収納額・収納率一覧表

		H23 ※税率改定	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (見込)	H30 (予算)	
保険税	現年課税分	調定額 A 千円	2,370,506	2,274,867	2,223,375	2,100,560	1,971,664	1,878,148	(1,783,849)	(1,394,236)
		収納額 B 千円	2,121,787	2,062,629	2,023,199	1,923,190	1,813,545	1,737,055	(1,644,707)	(1,293,680)
		収納率 C %	89.51	90.67	91.00	91.56	91.98	92.49	(92.20)	(92.79)
		1人当たり 保険税額 A/D 千円	111.18	111.17	112.75	110.87	109.29	110.96	(112.33)	(92.39)
	滞納繰越分	調定額 千円	1,416,321	1,387,498	1,355,391	1,383,043	1,339,443	1,339,443	(1,299,145)	(1,289,984)
		収納額 千円	116,893	117,405	107,868	102,110	104,947	104,946	(100,000)	(121,019)
被保険者数 D (年平均) 人		21,321	20,463	19,720	18,947	18,041	16,926	(15,880)	(15,090)	



国民健康保険給付費の推移（一般十退職）

		H23決算	H24決算	H25決算	H26決算	H27決算	H28決算	H29見込	H30予算	
・療養給付費 ・療養費 ・高額療養費	合計	千円	6,110,678	5,977,803	5,855,345	6,034,318	6,091,347	5,816,698	5,359,364	5,208,011
	前年比	%	0.999	0.978	0.980	1.031	1.009	0.955	0.921	0.972
	一人当たり 給付額	円	286,604	292,127	296,924	318,484	337,639	343,655	337,491	345,130
	前年比	%	1.033	1.019	1.016	1.073	1.060	1.018	0.982	1.023
・高額療養費 (再掲)	合計	千円	696,464	677,058	650,075	712,579	739,152	747,659	678,106	657,887
	前年比	%	1.007	0.972	0.960	1.096	1.037	1.012	0.907	0.970
	一人当たり 給付額	円	32,666	33,087	32,965	37,609	40,971	44,172	42,702	43,598
	前年比	%	1.041	1.013	0.996	1.141	1.089	1.078	0.967	1.021
被保険者数（年間平均）		人	21,321	20,463	19,720	18,947	18,041	16,926	15,880	15,090



⑤ その他

- ・ 国民健康保険被保険者にかかる特典について
- ・ 同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う多数回該当の引継ぎについて
- ・ 国民健康保険被保険者証・高齡受給者証の一体化について
- ・ 平成 30 年度からの国民健康保険運営協議会について

国民健康保険被保険者にかかる特典について

◎加賀市の特典に対する経緯

○国民健康保険優良家庭表彰（H21年度廃止）

- ・5,000円相当分の記念品(VISAギフト、市内施設の使用券)

条件1:被保険者全員が一年間医療機関を受診していない世帯

条件2:全ての市税の滞納なし

- ・廃止の経緯:特定健診や特定保健指導による生活習慣の改善と適切な早期治療による重症化予防を重要視したため。

◎加賀市の現状及び今後

○受けやすい特定健診体制の整備

- ・40歳、60歳の特定健診費用の自己負担額無料

(新) 健診費用の自己負担額を「1000円」から「500円」に減額

○KAGA健幸ポイントの付与

- ・40ポイントで協賛店による特典と抽選に応募

抽選景品数 : 1,500円~2,000円相当の景品 200人程度

健幸ポイントの内容 : 特定健診等を受診する ⇒ 5ポイント

健康に関するイベント等に参加する ⇒ 3ポイント

毎日の健康づくり(運動・食)自己申告 ⇒ 1ポイント

○タニタ健康プログラム事業

○運動施設5回無料利用券の交付等



同一都道府県内市町村間の住所異動に伴う多数回該当の引継ぎ

- 平成30年度以降は、都道府県も国民健康保険の保険者となることに伴い、市町村をまたがる住所の異動があっても、それが同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引継ぎ、前住所地から通算して被保険者の負担軽減を図る。
- 新制度施行後は平成30年4月以降の都道府県内における該当回数を市町村間で連続して通算するが、市町村内における直近12か月間の該当回数は、従前の例により平成30年3月以前分も連続して通算する。

同一都道府県内市町村間住所異動に伴う高額療養費多数回該当の判定の場合

平成29年度					平成30年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
A県	A市				①			③	④
	B市					②			
C県	C市						①		

新制度施行

県内で通算されて多数回該当（4月目）

新制度施行前後をまたがる場合

平成29年度					平成30年度				
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
A県	A市			①				④	
	B市				①		②		④
C県	C市					①			

県内で通算されて多数回該当（4月目）

市町村単位においては従前の例により、新制度施行前分も通算されて多数回該当（4月目）となる

国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の一体化

●国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一体化し、70～74歳の国保加入者の利便性向上を図る。

・対象者 約3,600人

・一体化開始日 平成30年10月1日

現行:「国保証」・「高齢受給者証」を別々に交付(別サイズ)



一体化後:「国保証 兼 高齢受給者証」を交付(国保証サイズ)

医療機関を受診する際、
証の提示が2枚から1枚
になる

証一体化スケジュール

	平成29年	平成30年	平成31年
国保証		10/1～9/30	
高齢受給者証	8/1～7/31	8/1～9/30	
一体化			10/1～7/31

平成30年度からの国民健康保険運営協議会について

県と市が国民健康保険の保険者となる国民健康保険法が平成30年4月1日施行

石川県では「石川県国民健康保険条例」を公布(平成29年12月22日)し、平成30年4月1日から施行。

- ・ 石川県国民健康保険運営協議会
 - ・ 国民健康保険給付費等交付金
 - ・ 国民健康保険事業費納付金
- 等、県が行う国民健康保険事務について定めている。

加賀市国民健康保険条例についても、市が行う国民健康保険事務について、条例で定義する必要があり、「国民健康保険運営協議会」についても、「本市の国民健康保険事務の運営に関する協議会」として改正する見込み

条例の改正にあわせて

平成30年3月31日をもって、現在の「国民健康保険運営協議会」を解散

平成30年4月1日から「本市の国民健康保険事務の運営に関する協議会」を組織したい